

「デジタル活用共生社会実現会議」開催要綱（案）

1 目的

ICT を利活用し、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関係なく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ豊かな人生を享受できる共生社会の実現に向けた方策や、ICT 利活用社会の意識改革・普及啓発策の在り方について、広く関係者の意見を聞き、今後の政策に反映することを目的とし、「デジタル活用共生社会実現会議」を開催する。

2 名称

本会議は、「デジタル活用共生社会実現会議」と称する。

3 検討事項

- (1) ICT を活用し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会の実現に向けた方策
- (2) ICT 活用社会の意識改革、普及啓発策
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会議は、総務大臣政務官及び厚生労働大臣政務官の検討会として開催する。
- (2) 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会議には、座長及び座長が指名する座長代理を置く。
- (4) 座長は、本会議を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会議を招集し、運営する。
- (5) 座長は、必要に応じ、本会議の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、本会議の下に部会を開催することができる。
- (8) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会議で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本会議の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課及び厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課が関係課室の協力を得て行う。

デジタル活用共生社会実現会議 構成員

(敬称略・五十音順)

あさかわ ち え こ
浅川 智恵子 IBM フェロー、IBM トーマス・J・ワトソン研究所

あ ら き やすおみ
荒木 泰臣 熊本県嘉島町長

いしかわ じゅん
石川 准 静岡県立大学国際関係学部 教授
東京大学先端科学技術研究センター 特任教授

うちなが こ
内永 ゆか子 NPO 法人 J-Win 理事長

うちなみ あ や こ
打浪 文子 淑徳大学短期大学部こども学科 准教授

おおすぎ ゆたか
大杉 豊 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター
障害者基礎教育研究部 教授

このもと しんご
此本 臣吾 株式会社野村総合研究所 代表取締役社長

こみやま ひろし
小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所 理事長

たけなか な み
竹中 ナミ 社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長

つづく じゅんや
都竹 淳也 岐阜県飛騨市長

ねもと かつのり
根本 勝則 一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事

まつもと すみお
松本 純夫 独立行政法人東京医療センター 名誉院長

むらい じゅん
村井 純 慶應義塾大学環境情報学部 教授

やまわき けいぞう
山脇 啓造 明治大学国際日本学部 教授

わかみや まさこ
若宮 正子 NPO 法人ブロードバンドスクール協会 理事